

関係各位

## 日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入においては以下のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

- ・パイロット運用: 令和7年3月31日(月)から6月1日(日)まで
- ・本格運用開始(予定): 令和7年6月2日(月)から

原産地証明書のデータ交換が実施されると、EPA 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムから NACCS に直接送信される原産地証明書のデータ(電子原産地証明書:e-CO)を提出することが可能となります。

パイロット運用は、日タイ経済連携協定に基づき、EPA 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続を NACCS で行う輸入者又は通関業者の方であって、当該 EPA 税率の適用にあたり、e-CO の利用を希望する方にご参加いただけます。

それ以外の方(NACCS で e-CO を利用するために必要な自社システムの準備が整っていない場合、KIOSK 端末を利用したの輸入申告又はマニュアル申告を行う場合)で当該 EPA 税率を適用しようとする場合には、従来どおり、紙の原産地証明書をご利用ください。

なお、パイロット運用期間中に e-CO をご利用される場合は、輸入申告の際に e-CO の控えをご提出いただくこととなります。

具体的な取扱いについては、税関ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

### 【問合せ先】

業務部

通関総括第1部門(通関手続関係)

電話: 03-3599-6337

首席原産地調査官(原産地証明書関係)

電話: 03-3599-6527